

マリネット代金回収サービスご利用規定

1. マリネット代金回収サービス

マリネット代金回収サービス（以下「マリネットサービス」といいます）は契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）からパソコン・ホストコンピューターにより、マリネット共同センター（以下「センター」といいます）に直接データ伝送を行うことにより、提携金融機関（後記載）の口座振替の取扱いを行い、代金を一元的に回収するサービスです。

本サービスには、サービス内容によってクイック型・標準型の2種類があり、依頼人のニーズに適したタイプを選択することができます。

2. マリネットサービスの受付等

オンラインデータ伝送の受付

- ① オンラインデータ伝送により預金口座振替を依頼するには、センターが定めた番号の電話あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容をパソコン・コンピューターのキーボードにより操作してください。
- ② センターで受信したパスワード・ファイルアクセスキー・センター確認コードが、当行にあらかじめお届けいただいたものと一致した場合には、センターは送信者を依頼人とみなします。
- ③ 万一データの内容に瑕疵がある場合、所定の持込み時限までに、正当なデータを再送してください。

3. 手数料等

- (1) マリネットサービスの利用期間中は、毎回当行所定の基本手数料および消費税をいただきます。
- (2) 口座振替を依頼された場合は、当行所定の口座振替手数料および口座振替手数料合計額に係る消費税相当額をいただきます。

4. 取引内容の確認

- (1) 預金口座振替指定日から当行所定の営業日後、処理結果明細をパソコン・コンピューターにより所定の操作で照合してください。
- (2) 預金口座振替指定日から当行所定の営業日後、普通預金通帳への記入または当座預金勘定照合表により入金額を照合してください。
- (3) 取引内容・入金額に相違のある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは当行・センターの機械記録内容をもって処理させていただきます。

5. 免責事項

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等に障害並びに電話の不通により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 届出事項の変更等

パスワード、入金指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

7. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる預金口座振替が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ、その取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、別途締結する「マリネット代金回収サービスの利用に関する契約書」、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定により取扱います。

以上

[提携金融機関]

百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 四国労働金庫 香川県信用農業協同組合連合会および会員農業協同組合 鳥取銀行 中国銀行 阿波銀行 伊予銀行 四国銀行 トマト銀行 徳島大正銀行 愛媛銀行 高知銀行 徳島信用金庫 愛媛信用金庫 東予信用金庫 幡多信用金庫 高知信用金庫 ゆうちょ銀行